

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。

お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】

<保健師・看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	
	訪問看護	予防訪問看護
20分未満	3,110円	3,000円
30分未満	4,670円	4,480円
30分以上 1時間未満	8,160円	7,870円
1時間以上 1時間30分未満	11,180円	10,800円

※ 准看護師が指定訪問看護を行った場合は上記料金の100分の90に相当する料金を算定する。

<理学療法士・作業療法士が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	
	介護保険	介護予防
20分	2,960円	2,860円
40分	5,920円	5,720円
60分	7,992円	7,722円

※ 1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数の90/100を乗じた単位数となります。また、1週間に6回までの限度となります。

【理学療法士等による訪問看護】

理学療法士等の訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させる訪問となります。

【定期的な看護職員による訪問】

- ・利用開始時に利用者の心身の状態等を評価する為、初回の訪問は当事業所の看護職員が行います。
- ・少なくとも3ヵ月に1回程度、当事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行います。
- ・看護師が訪問時に、訪問日、訪問内容等を記録させていただきます。

【加算部分】

	訪問看護	予防訪問看護
夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	1回につき所定の金額の	1回につき所定の金額の
夜間又は早朝の場合	25/100	25/100
深夜の場合	50/100	50/100
(1) 複数名訪問看護加算(Ⅰ) 複数の看護師等が同時に		
所要時間 30分未満の場合	2,540 円	2,540 円
所要時間 30分以上の場合	4,020 円	4,020 円
(2) 複数名訪問看護加算(Ⅱ) 看護師等が看護補助者と同時に		
所要時間 30分未満の場合	2,010 円	2,010 円
所要時間 30分以上の場合	3,170 円	3,170 円
1時間以上30分以上の訪問看護行った場合 (特別な管理を必要とする者)	3,000 円	3,000 円
緊急時訪問看護加算	5,740 円	5,740 円
ターミナルケア加算	20,000 円	無
退院時共同指導加算	6,000 円	6,000 円
初回加算	3,000 円	3,000 円
特別管理加算(Ⅰ)	5,000 円	5,000 円
特別管理加算(Ⅱ)	2,500 円	2,500 円
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	無
サービス提供体制強化加算	60 円	60 円
看護体制強化加算(Ⅰ)	6,000 円	3,000 円
看護体制強化加算(Ⅱ)	3,000 円	

(2) 料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

(3) 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

(4) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

